

○益田市行政情報公開条例（抜粋）

平成 11 年 1 月 5 日

益田市条例第 1 号

改正 平成 16 年 10 月 22 日条例第 35 号

平成 19 年 3 月 29 日条例第 6 号

平成 27 年 6 月 22 日条例第 26 号

平成 28 年 3 月 25 日条例第 7 号

平成 28 年 3 月 31 日条例第 33 号

平成 29 年 3 月 28 日条例第 3 号

第 4 章 審議会等の会議の公開

第 21 条の 2 実施機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき、及び次の各号のいずれかに該当する場合であつて、審議会等の会議で公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- (1) 不開示情報に該当する事項について審議等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

○益田市審議会等の会議公開等運営に関する規程（抜粋）

平成 24 年 7 月 17 日

益田市訓令第 15 号

（会議の公開・非公開の決定）

第 5 条 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、益田市行政情報公開条例（平成 11 年益田市条例第 1 号）第 21 条の 2 の規定に基づき、審議会等の長が当該会議に諮り行うものとする。

2 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

（会議開催の事前公表）

第 6 条 審議会等の所管課長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、会議の開催について急を要するときその他やむをえない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 非公開の理由

(6) 傍聴人の定員及び傍聴手続き

(7) 問合せ先

2 前項の公表は、審議会等の会議のお知らせを市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

(傍聴手続き等)

第7条 省略

(審議結果の公開)

第8条 審議会等の所管課長は、会議の終了後速やかに当該会議に係る会議録又はその概要を審議結果（様式）により作成し、その写しを当該会議録又はその概要に係る会議の開催日の属する年度の末日まで、所管課において閲覧に供するとともに市ホームページに掲載するものとする。ただし、第5条第1項の規定により会議を非公開とした場合は、この限りでない。